一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法 一体型）

八十二キャリアリンク株式会社

全ての職員等がライフステージに応じて働き続けられる環境を整備するとともに、多様な人材の多様な能力を十分発揮できる環境づくりを推進するため、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」および「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づいた一体型の行動計画を次のとおり策定する。

計画期間

２０２６年４月１日～２０２９年３月３１日（３年間）

内容

目標１：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働（休日労働含む）を 10 時間以内とする。

＜取組内容＞

2026 年 4 月～

（１）組織のトップからの生産性向上による長時間労働縮減に関するメッセージ伝達

（２）業務の進捗状況の情報共有および業務分担の見直しなどによる業務の効率化

目標２：育児休業取得対象となる男性職員等の育児休業等取得率を 100%とする。

＜取組内容＞

2026 年 4 月～

（１）育児目的の休暇促進のための制度周知と管理者・上席者への取得の案内強化

（２）対象者の管理担当者からの個別の制度利用の推奨と利用計画の聴取の実施

以 上